洲本市消費者教育・啓発用教材貸出要領

１ 目的

この要領は、消費者被害の未然防止、消費者教育のための出前講座、学習、研修等の充実を促進するため、洲本市消費生活センター（以下「センター」という。）が保有する消費者教育、啓発用教材（以下「教材」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定める。

２ 貸出物品

消費生活に関する教材（DVD・教育ゲーム等）とする。

３ 貸出対象

市内に所在する学校、企業、各種団体で、消費者被害の未然防止、消費者教育等の目的で利用するもの。

４ 貸出方法

( 1 ) 教材の貸し出しを希望する団体（ 以下「借用者」という。） は、貸出申込書（別紙様式１） をセンターに提出するものとする。

( 2 ) 貸出の予約については、貸出を希望する日から３ヶ月前から受け付けるものとする。

( 3 ) センターは、前項による申請が適当と認められるときは、借用者に対し教材を貸し出すものとする。貸出本数は原則として、ＤＶＤは３本までとする。また、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。

( 4 ) 借用者への教材の貸出は、原則として次に掲げる方法により行う。

ア 借用者がセンターから直接受け取り、直接返却を行う。

イ 逓送を利用して受け取り及び返却を行う。

ウ 借用者の費用負担により業者等に運搬を依頼し、受け取り及び返却を行う。ただし、借用者が学校関係者（学校教育法第一条に規定する学校等） の場合、借用者の受け取りに要する運搬費用のみセンターが負担する。

( 5 ) 借用者は、教材を返却する際は、実施状況を記入の上、センターへ提出するものとする。

５ 貸出期間

貸出期間は、原則として14日以内とする。ただし、センターが認めた場合はこの限りではない。

６ 貸出料金

無料とする。

７ 貸出期間中の責任

( 1 ) 教材を紛失または破損したときは、借用者は直ちにその状況を報告しなければならない。

( 2 ) 教材の使用により、借用者及び第三者に発生した損害については、センターは一切の責任

を負わないものとする。また、使用にかかる事故等については、借用者の責任において対

処するものとする。

８　貸出簿による管理

センターは、啓発用教材の貸出を行った場合は、貸出簿（別紙様式２）により記録、整理しておくものとする。

９ 留意事項

( 1 ) 借用者は、教材を使用して営利目的の活動を行ってはならない。

( 2 ) 借用者は、教材を使用目的以外に使用してはならない。

( 3 ) 借用者は、教材を第三者に転貸してはならない。

( 4 ) 借用者は、教材の複製、改編などは行ってはならない。

( 5 ) 借用者は、教材の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならない。

( 6 ) センターは、借用者が（ １ ） ～ （ ５ ） の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。

( 7 ) その他この要領に定めのない事項は、借用者とセンターが協議して決定する。

附　則

この要領は、令和２年９月１日から適用するものとする。